

2017 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

20××年に暴力団員による住宅立てこもり発砲事件が起きた。これをきっかけに、A市では、公営住宅の入居者および周辺住民の生活の安全と平穏を確保するために、市営住宅条例（以下「条例」という。）を改正することとし、翌年、「市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求できる。」とする条例46条に、「暴力団員であることが判明したとき」と定める第6号が追加された。

Yは暴力団員であるが、その事実を伏せた上で、条例改正の翌年より市営住宅に居住していた。Yには少年時代の前歴があるものの成人後の犯罪歴はなく、周辺住民とのトラブルもなかった。むしろ周辺住民との関係は良好であった。Yは暴力団からの離脱の意思を有しているが、離脱後の報復を恐れている。そのため、暴力団離脱者の就労支援を行う「暴力団迫放センター」に赴いたこともない。ただYは、暴力団ではいわゆる末端の構成員で、暴力団から給与その他の金員を受けとることはほとんどなく、主な収入源は建設現場での日雇労働であった。Yが昨年度暴力団から得た収入は、2万円である。

他方、Bは、Yと同時期から同じ市営住宅に居住する者である。Bは、かつて暴力団員であったが、現在はすでに離脱している。ただ、暴力団員との私的な交際は続いており、暴力団員がB宅を訪れることも珍しくない。周辺住民からの苦情により、A市はこの状況を把握するに至ったが、Bが現在暴力団員ではないことは明らかであったため、Bに対する住宅の明渡請求は行わなかった。

これに対し、Yが市営住宅に入居した1年後、警察からの通報によりYが暴力団員であることが判明した。これを受け、A市はYに対し条例46条6号を根拠に住宅の明渡しを求めた。しかし、Yがこれに応じなかったため、A市は訴訟（以下「本件明渡請求訴訟」という。）を提起した。

〔設問1〕 あなたがYの訴訟代理人である場合、本件明渡請求訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか。具体的に論じなさい。

〔設問2〕 〔設問1〕で述べられた憲法上の主張に対し、A市が反論するとすれば、その主張はどのようなものとなるか、論じなさい。

### 【第2問】

処分的法律（措置法）とは何か、憲法上許されるかを、ごく簡単に説明しなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、「設問1」から「設問3」に答えなさい。

### 【事例】

Aは、平成28年4月24日、Bに対し、更地である甲土地を5000万円で売る契約を締結した。

### 〔設問1〕

A、Bは、相手方に対してどのような債務を負うか。

### 〔設問2〕

AがBに対し、甲土地の売買代金5000万円を請求するためにはどのようなことを行う必要があるか。Bの主張を考え、その法的根拠を明らかにしながら述べよ。

### 〔設問3〕

【事例】において、AがBに売った甲土地は、Cが所有するものであった。AとBとの法律関係はどうなるかを述べよ。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の〔事例〕を読んで、Xの罪責を論じなさい。

### 〔事例〕

雑貨店を経営するA（50歳、男性）の110番通報で現場に駆けつけた警察官に現行犯逮捕されたX（25歳、男性）は、取調べにあたった警察官に次のような話をした。なお、Xの話の内容については嘘はなく、十分な裏付証拠があるものとする。

### 〈Xの話〉

私がAさんの雑貨店に忍び込んだのは、特に前からこの店を狙っていたというわけではなく、当日、所持していた10万円余りを競馬で負けてしまい、やけ酒を飲んで電車賃もなくなり、かなりムシャクシャしていたからです。

夜の11時半頃でした。人通りのないさびれた町の商店街を歩いていると偶然、Aさんの雑貨店の前を通りました。中は真っ暗でしたが、ガラス戸が少し開いているのが見えたので、とっさに現金でもあれば盗ってやろうと思いました。戸を手で押してみると、意外に簡単に開きましたので、中に入りました。明かりはありませんでしたが、街路灯の明かりで、店の中は薄暗い程度でした。私は現金を盗りたかったので、店のレジスターはどこにあるのだろうかと中を見渡しました。すると、入り口から10メートルほど奥に入ったところにあった机にレジスターが置かれているのが見えました。私はきっとその中に現金があるに違いないと思い、もしも中に現金があれば現金を盗もうと考え、そちらに1～2歩、行きかけました。そのときです。店の表で自転車が止まる音がして、Aさんが帰ってきたのです。Aさんは洗面器や石鹸を持っていましたので、銭湯に行っていたのだと思います。

私は、マズイことになったと思いましたが、今なら店を飛び出せば逃げることもできると思って、そのまま慌てて店を飛び出そうとしました。しかし、物音に気付いたAさんに入り口を塞がれてしまい、格闘になりました。Aさんの顔面を数発殴ったと思いますが、結局、取り押さえられてしまいました。そして、Aさんが110番通報をし、警察官に現行犯逮捕されました。なお、Aさんは私に殴られたせいで、かなり鼻血を出していました（なお、後日、Aから、「顔面打撲により加療2週間を要する。」との診断書が提出された。）。